

あいとぴあ レインボープラン

令和5年11月30日
狛江市地域自立支援協議会資料

根拠規定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第9項の規定により障害福祉計画を定める場合は、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。

協議会の所掌事項

1. 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
2. 地域の社会資源の開発及び活用に関すること。
3. 困難事例の支援のあり方に対する協議及び調整に関すること。
4. 障がい者及びその家族等が地域社会において基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むにあたっての課題及びその解決策に関すること。
5. その他市長が必要と認めること。

協議会の御意見

計画の基本理念、基本目標については、市民福祉推進委員会で決定し、障がい小委員会で施策体系を議論いただいた。

協議会の所掌事項を主な視点として、基本目標に基づく施策や、ネットワークや社会資源の開発・活用といった部分で今後の6年間の施策展開について御意見をいただきたい。

計画策定に関する今後の予定

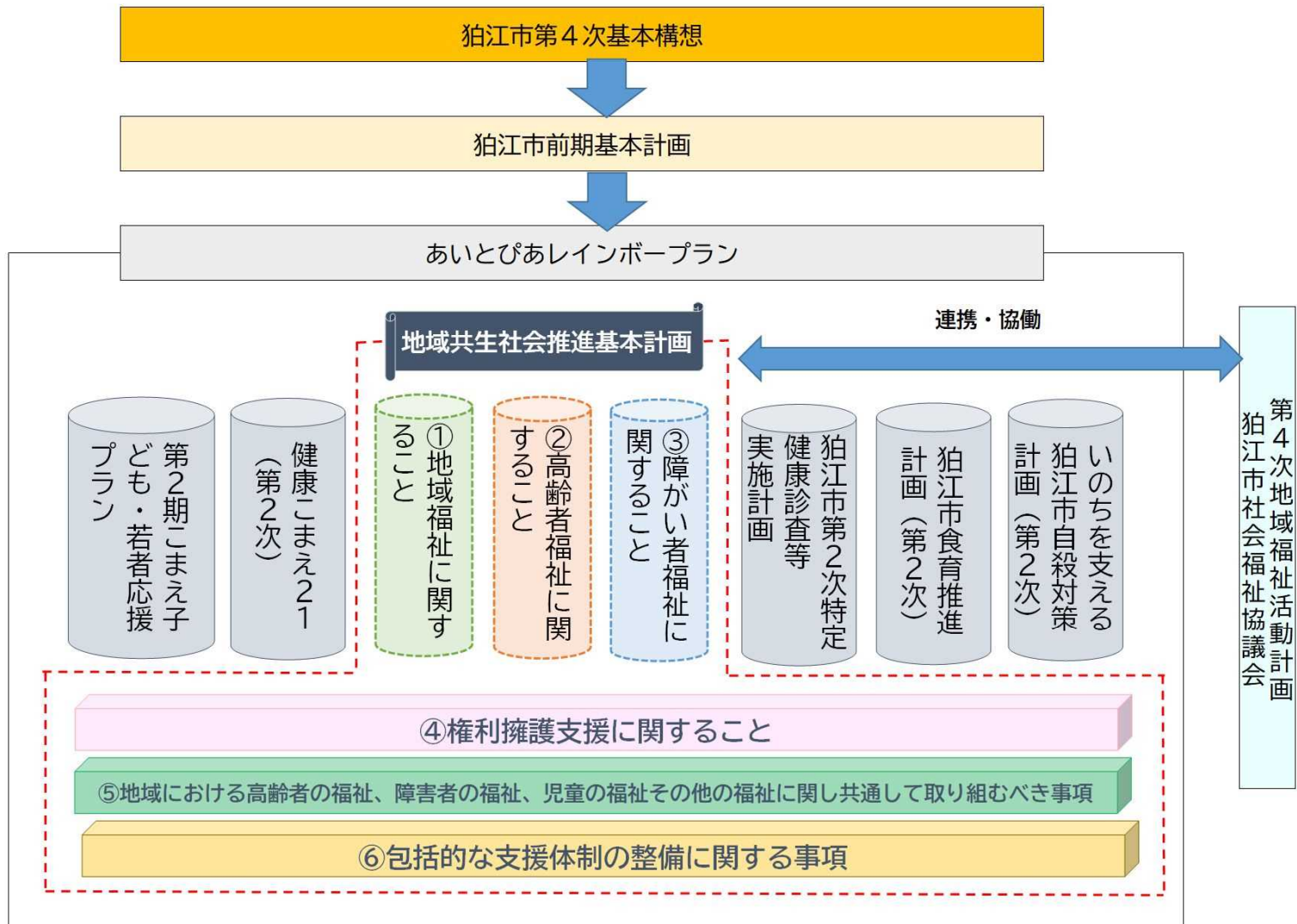
- ◆ パブリックコメント
令和5年12月7日～令和6年1月9日
- ◆ 市民説明会 令和5年12月15日（金）夜間
令和5年12月17日（日）午前
- ◆ 障がい小委員会 令和6年1月30日
- ◆ 市民福祉推進委員会 令和6年 月 日
- ◆ 確定 令和5年度末

あいとぴあレインボープラン

(中間答申案の内容抜粋)

計画の位置付け

No	計画名称
1	狛江市第5次地域福祉計画（以下「地域福祉計画」といいます。）
2	狛江市第1次重層的支援体制整備基本計画（以下「重層計画」といいます。）
3	狛江市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「高齢者計画」といいます。）
4	狛江市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（以下「障がい者計画」といいます。）
5	狛江市第1期成年後見制度利用促進基本計画（以下「成年後見計画」といいます。）



第3節 計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。高齢者計画のうち介護保険事業計画及び障がい者計画のうち障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については法令の定めに従い令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

高齢者保健福祉計画及び障がい者計画については、第10期介護保険事業計画及び第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定の際、必要があれば施策の見直しを行います。

計画の期間

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
狛江市基本構想	第4次(令和2(2020)年度～)								
狛江市基本計画	前期(令和2(2020)年度～)				後期				
あいとぴあレインボープラン									
地域共生社会推進基本計画				第1次					
地域福祉計画	第4次(平成30(2018)年度～)			第5次					
重層計画	地域福祉計画の一部として実施			第1次					
高齢者計画	高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画			高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画 第10期介護保険事業計画					
障がい者計画	障がい者計画・ 第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			障がい者計画 第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画 第8期障がい福祉計画・ 第4期障がい児福祉計画					
成年後見計画	調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市 成年後見制度利用促進基本計画			第1期※					
子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子ども・若者計画	第2期こまえ子ども・若者応援プラン 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度			第3期こまえ子ども・若者応援プラン 令和7(2025)年度～令和11(2029)年度					
健康増進計画	健康こまえ21(第2次) 平成27(2015)年度～令和6(2024)年度			健康こまえ21(第3次) 令和7(2025)年度～令和16(2034)年度					
特定健康診査等実施計画	平成30(2018)年度～令和5(2023)年度								
いのちを支える自殺対策計画	平成31(2019)年度～令和5(2023)年度								

※成年後見計画については、調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画と計画期間(以下「共通計画」といいます。)の計画期間を令和5(2023)年10月日付け共通計画の今後の方向性について(5市申合せ事項)(以下「5市申合せ事項」といいます。)3に基づき令和6(2024)年度まで延伸することに伴い、令和6(2024)年度については、共通計画と成年後見計画が併存することになりますが、5市申合せ事項2に基づき、令和成年後見計画を成年後見制度利用促進の市町村計画として位置付けます。

計画の策定体制（市民意識調査等）

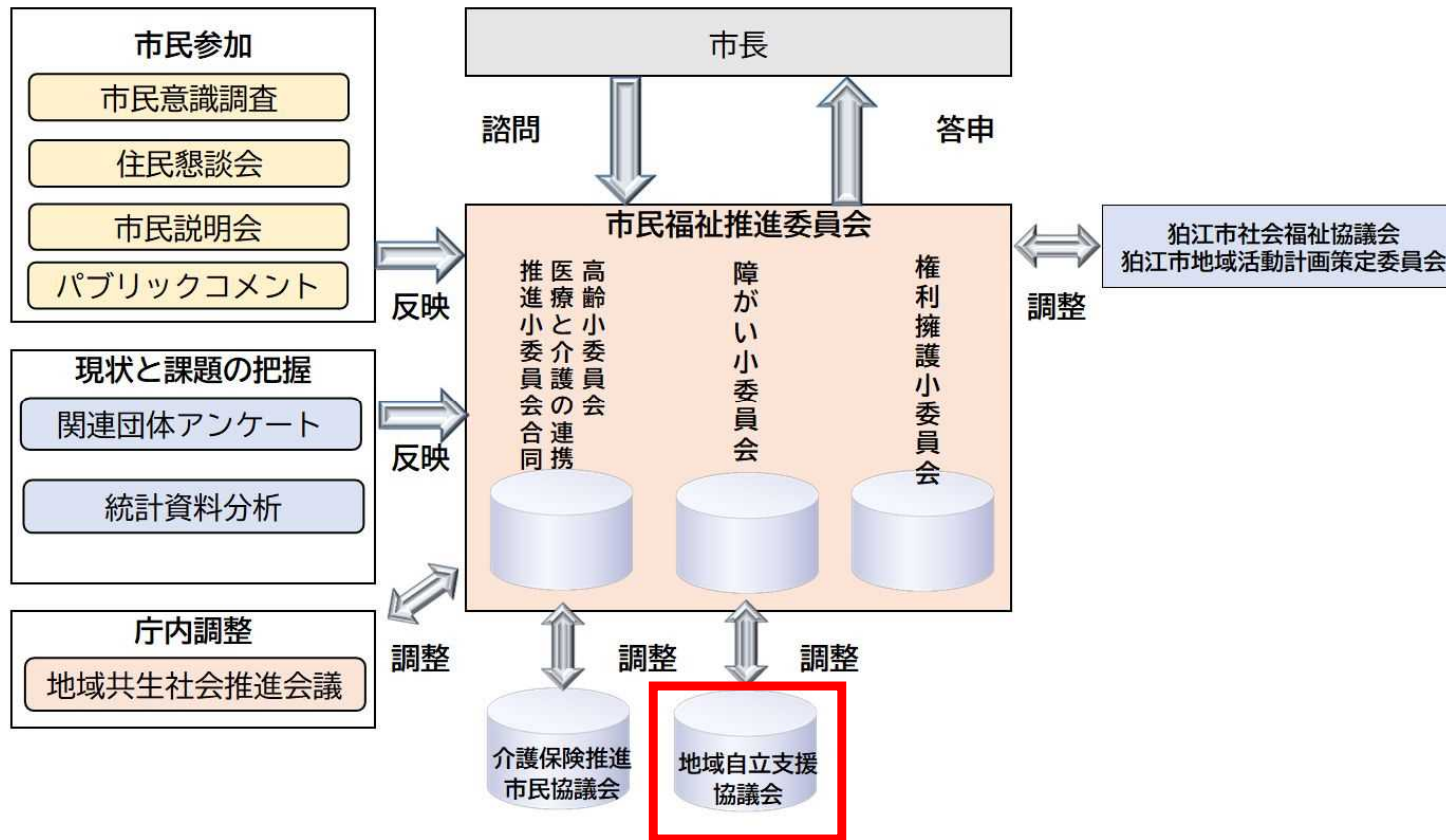
市内に在住する満16歳以上の市民、市内小・中学校（小学4年～中学3年）の児童・生徒、高齢者及び障がい者を対象に、その生活実態を把握するとともに、地域福祉、高齢者福祉及び障がい者福祉に対する意識や意見を把握するために実施しました。

併せて、障がい福祉事業所、当事者団体、成年後見人等へのアンケート調査を実施しました。

計画の策定体制（住民懇談会）

市と社会福祉協議会の共催で住民懇談会を開催し、地域での課題、課題解決のためにできること・若者のボランティア参加について御意見をいただきました。

計画の策定体制（附属機関等）



基本理念

全ての市民が、生涯にわたり個人として尊重され、支え合って、誰もが排除されない地域社会の実現を目指します。

基本目標

基本目標 1

- ・一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築

基本目標 2

- ・「つながり」を実感できる地域づくり

基本目標 3

- ・社会参加を進めるシステムづくり

基本目標 4

- ・総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

基本目標 5

- ・多機関で協働して支援に当たる体制の構築

第4章 施策の総合的な展開

第1節 施策の体系

5つの基本目標を踏まえ、施策の体系を下表に設定します。施策については、分野別に施策を設定いたします。

基本目標	施策No.	分野	施策	関連頁
1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-1	重層	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。	22
	1-2	重層	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。	22
	1-3	障がい者福祉	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。	23
	1-4	権利擁護	判断能力に支援が必要な方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。	24
2 「つながり」を実感できる地域づくり	2-1	地域福祉	住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。	25
	2-2	地域福祉	地域住民、地域関係団体、専門職等の共助を高める避難行動要支援者支援体制の充実を図ります。	26
	2-3	重層	地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。	27
	2-4	高齢者福祉	地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。	28
	2-5	高齢者福祉	認知症の「共生」と「予防」を推進します。	28
	2-6	障がい者福祉	障がい者理解を推進します。	29
	2-7	権利擁護	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進します。	29
3 社会参加を進めるシステムづくり	3-1	地域福祉	ユニバーサルコミュニケーションや心のバリアフリーを推進します。	30
	3-2	重層	社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、地域社会への参加に向けたつながりづくりを推進します。	30
	3-3	高齢者福祉	高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を推進します。	31
	3-4	障がい者福祉	障がい者の情報保障を推進します。	31
	3-5	権利擁護	権利擁護支援の必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる環境整備を推進します。	32
4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-1	地域福祉	身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。	33
	4-2	重層	ケアラーを支援する体制整備を推進します。	34
	4-3	重層	住宅確保要配慮者の状況に応じた住まいの確保に向けた支援体制を推進します。	35
	4-4	重層	多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます。	35

第4章 施策の総合的な展開

基本目標	施策No.	分野	施策	関連頁
4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-5	高齢者福祉	社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。	36
	4-6	高齢者福祉	健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。	37
	4-7	高齢者福祉	地域密着型サービスの整備を推進します。	38
	4-8	高齢者福祉	介護サービスの給付の適正化を推進します。	38
	4-9	高齢者福祉	介護施設・事業所における適正な運営を支援します。	39
	4-10	障がい者福祉	地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。	40
	4-11	権利擁護	権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。	40
5 多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-1	地域福祉	生活困窮者自立支援制度・生活保護制度間の一体的な支援・連携強化による切れ目のない支援を実施します。	41
	5-2	重層	重層的支援体制整備事業を円滑に実施できるよう、会議体の改廃、設置の検討を推進します。	41
	5-3	高齢者福祉	年齢に関わらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい者福祉サービスの連携を推進します。	42
	5-4	高齢者福祉	介護保険サービスの質の向上を目的として事業者間の連携を強化します。	42
	5-5	高齢者福祉	介護サービスと医療の連携・協力体制を推進します。	43
	5-6	障がい者福祉	関係機関の連携を推進します。	43
	5-7	権利擁護	権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者が連携して、権利擁護支援が必要な市民をチームで支援する体制整備を推進します。	43
	5-8	権利擁護	中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。	44
	5-9	権利擁護	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、権利侵害を防止する体制の構築を推進します。	44

【基本目標 1】一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援

施策No.	施策	分野	関連頁
1-3	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。	障がい者福祉	17
現状・課題			
<p>・相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がい者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置が求められています。（現行計画の課題より）</p> <p>・市に優先して充実すべき障がい福祉サービス等や利用できない障がい福祉サービスとして「サービスの利用に関する相談、計画に関すること」の割合が高くなっています。（障がい者調査の結果より）</p>			
視点		重点事業群	
③一人ひとりに寄り添う支援		<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置 ・相談支援体制の充実 	

【基本目標2】 「つながり」を実感できる地域づくり

施策No.	施策	分野	関連頁
2-6	障がい者理解を推進します。	障がい者福祉	17
現状・課題			
<p>・障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをしたりすることが「よくある」が10.1%、「時々ある」が25.4%となっています。（障がい者調査より）</p> <p>・障害を理由とする差別の解消の推進、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の解消（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）より）</p> <p>・令和6年4月1日より合理的配慮の提供が義務付けとなります。（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号。「改正障害者差別解消法」といいます。）より）</p>			
視点		重点事業群	
<p>③一人ひとりに寄り添う支援</p> <p>④つながりの創出</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・当事者が講師等となる理解啓発活動の実施 ・障がい者週間等における理解啓発活動の実施 ・障がい者福祉施設の自主製品の販売 ・合理的配慮の提供の義務化の周知・啓発 	

【基本目標 3】 社会参加を進めるシステムづくり

施策No.	施策	分野	関連頁
3-4	障がい者の情報保障を推進します。	障がい者福祉	17
現状・課題			
<p>・情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号。以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）より）</p>			
視点		重点事業群	
①本人の自己決定権の尊重		<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に伴うの情報発信の強化 ・ 視覚障がい者や聴覚障がい者の生活を支援する機器等の活用支援 	

【基本目標4】 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

施策No.	施策	分野	関連頁
4-10	地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。	障がい者福祉	18
現状・課題			
<p>・障がい者の高齢化（50歳代、40歳代の順に多い。）が進んでいます。（障がい者調査より）</p> <p>・一人暮らしの障がい者が最も多く（23.2%）、高齢者の親と同居している障がい者が多数（22.1%）います。（障がい者調査より）</p> <p>・グループホームの整備が求められています。（グループホームが現在の居住形態で6.2%、希望する住まいで14.2%（愛の手帳所持者で31.3%、利用できないサービス14.6%）（障がい者調査より）</p> <p>・福祉サービスを利用できない場合、親が家族介助者として障がい者の介助・支援をしています。（障がい者調査より）</p> <p>精神障害者保健福祉手帳の交付数が令和3（2021）年度に前年度比で23.6%増加しております。また、令和4（2022）年度も増加傾向は続いています。自立支援医療（精神通院医療）受給者数についても令和3（2021）年度に前年度比で56.9%増加しております。（統計資料より）</p>			
視点		重点事業群	
③一人ひとりに寄り添う支援		<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点の設置 ・ニーズ調査等を踏まえたサービスの充実にに向けた検討 	

【基本目標5】 多機関で協働して支援に当たる体制の構築

施策No.	施策	分野	関連頁
5-6	関係機関の連携を推進します。	障がい者福祉	18
現状・課題			
<p>・障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携が求められています。（事業所調査から抽出課題より）</p> <p>・市内の事業所への調査で「横のつながりがない」や「連携が不足している」との回答がありました。（事業所調査結果より）</p>			
視点	重点事業群		
④つながりの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所間等の連携体制の整備 ・ 医療的ケア児の支援 ・ 障がいサービス事業所と介護保険サービス事業所の交流機会等の創出（再掲） 		

第2節 障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの見込み

(1) 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する成果目標

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、令和8（2026）年度末における成果目標を設定します。

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■成果目標

地域移行者数（令和4（2022）年度末）の施設入所者数6%以上

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■成果目標

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

ウ 地域生活支援の充実

■成果目標

地域生活支援拠点の設置

エ 福祉施設から一般就労への移行等

■成果目標

一般就労への移行者数が令和3（2021）年度実績の1.28倍以上

オ 障がい児支援の提供体制の整備等

■成果目標

医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

カ 相談支援体制の充実・強化等

■成果目標

基幹相談支援センターの設置

キ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■成果目標

地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターにおける研修の実施

(2) 障がい福祉サービス等の見込量

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの計画期間中に必要となる障がい福祉サービス等の見込量は以下のとおりです。本計画では、現在の利用実績等に関する分析や、障がい者等のサービス利用に関する意向を勘案した上で、見込量を設定しています。本計画では、平成31（2019）年度から令和4（2022）年度までの利用実績や増加・減少の傾向を基に、予測値を算出しています。

ア 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援の5つのサービスがあります。

(ア) 居宅介護

ホームヘルパーによる身体介護や家事援助等を行います。

居宅介護の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
居宅介護	延利用量 (時間/年)	22,318	21,731	21,859	22,837	23,390	23,943
	平均利用量 (時間/月)	1,860	1,811	1,822	1,903	1,949	1,995
	実利用者数 (人/年)	150	151	153	151	151	151
	平均利用者数 (人/月)	124	127	128	127	127	127

※令和5（2023）年度は見込値

※延利用量とは、サービス利用者の利用時間又は日数の総合計を指します。

(イ) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の行動障がいがあり、常時介護を必要とする方に身体介護及び家事援助に加え、外出時の移動の支援、見守り、コミュニケーション支援等を行います。

重度訪問介護の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
重度訪問介護	延利用量 (時間/年)	26,833	21,173	27,044	21,173	21,173	21,173
	平均利用量 (時間/月)	2,236	1,764	2,253	1,764	1,764	1,764
	実利用者数 (人/年)	10	9	10	9	9	9
	平均利用者数 (人/月)	9	9	9	9	9	9

※令和5（2023）年度は見込値

(ウ) 同行援護

視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に対して、外出時の移動に必要な情報の提供及び移動の援護を行います。

同行援護の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
同行援護	延利用量 (時間/年)	4,100	4,998	4,172	5,650	5,976	6,302
	平均利用量 (時間/月)	342	417	348	471	498	525
	実利用者数 (人/年)	27	27	27	31	33	35
	平均利用者数 (人/月)	21	21	20	23	24	25

※令和5（2023）年度は見込値

(工) 行動援護

自分一人で行動することが著しく困難であり、常時介護を必要とする知的・精神障がいがある方が外出する際に必要な援助を行います。

行動援護の見込み

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
行動援護	延利用量 (時間/年)	853	833	850	1,067	1,184	1,301
	平均利用量 (時間/月)	71	69	70	89	99	109
	実利用者数 (人/年)	3	4	4	6	7	8
	平均利用者数 (人/月)	3	3	3	5	6	7

※令和5（2023）年度は見込値

(オ) 重度障害者等包括支援

介助の必要が特に高い方に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

重度障害者等包括支援の見込み

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
重度障害者等 包括支援	延利用量 (時間/年)	0	0	0	0	0	0
	平均利用量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

※令和5（2023）年度は見込値

イ 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型）・就労定着支援・療養介護・短期入所（福祉型）・短期入所（医療型）の10種類のサービスがあります。

（ア）生活介護

常時介護を必要とする方に対して、日中における入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

生活介護の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
生活介護	延利用量 (日/年)	28,675	28,635	28,657	29,523	29,967	30,411
	平均利用量 (日/月)	2,390	2,386	2,388	2,460	2,497	2,534
	実利用者数 (人/年)	141	142	142	144	145	146
	平均利用者数 (人/月)	135	132	134	136	138	140

※令和5（2023）年度は見込値

（イ）自立訓練（機能訓練）

身体障がいがある方が地域生活を営むことができるように、支援計画に基づく身体的リハビリテーションや日常生活に係る訓練等の支援を一定期間行います。

自立訓練（機能訓練）の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
自立訓練 (機能訓練)	延利用量 (日/年)	71	127	140	167	187	207
	平均利用量 (日/月)	6	11	12	15	17	19
	実利用者数 (人/年)	1	1	1	2	2	2
	平均利用者数 (人/月)	0	1	1	2	2	2

※令和5（2023）年度は見込値

(ウ) 自立訓練（生活訓練）

知的・精神障がいがある方が地域生活を営むことができるように、支援計画に基づく日常生活能力の向上に必要な訓練等の支援を一定期間行います。

自立訓練（生活訓練）の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
自立訓練 (生活訓練)	延利用量 (日/年)	2,335	3,354	2,534	3,886	4,152	4,418
	平均利用量 (日/月)	195	280	211	324	346	368
	実利用者数 (人/年)	27	39	31	43	45	47
	平均利用者数 (人/月)	18	24	19	26	27	28

※令和5（2023）年度は見込値

(エ) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。

就労移行支援の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
就労移行支援	延利用量 (日/年)	3,222	3,930	3,215	4,806	5,244	5,682
	平均利用量 (日/月)	269	328	268	402	439	476
	実利用者数 (人/年)	33	43	33	55	61	67
	平均利用者数 (人/月)	18	21	17	27	30	33

※令和5（2023）年度は見込値

(オ) 就労継続支援（A型）

一般企業での就労が困難な方に雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上を図る等の支援を行います。

就労継続支援（A型）の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
就労継続支援 (A型)	延利用量 (日/年)	2,643	3,330	2,729	4,006	4,344	4,682
	平均利用量 (日/月)	220	278	227	334	362	390
	実利用者数 (人/年)	14	17	14	21	23	25
	平均利用者数 (人/月)	12	15	12	19	21	23

※令和5（2023）年度は見込値

(カ) 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（B型）の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
就労継続支援 (B型)	延利用量 (日/年)	23,991	23,375	23,705	23,375	23,375	23,375
	平均利用量 (日/月)	1,999	1,948	1,975	1,948	1,948	1,948
	実利用者数 (人/年)	170	173	169	175	176	177
	平均利用者数 (人/月)	148	145	147	145	145	145

※令和5（2023）年度は見込値

(キ) 就労定着支援

就労支援等のサービスを受けていた障がいのある方等に、就労定着に向けた支援（企業・家族との連絡調整や生活支援等）を行います。

就労定着支援の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
就労定着支援	延利用量 (日/年)	79	89	89	89	89	89
	平均利用量 (日/月)	7	7	7	7	7	7
	実利用者数 (人/年)	10	10	10	10	10	10
	平均利用者数 (人/月)	7	5	5	5	5	5

※令和5（2023）年度は見込値

(ク) 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助等を行います。

療養介護の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
療養介護	実利用者数 (人/年)	10	10	10	12	13	14
	平均利用者数 (人/月)	9	9	9	9	9	9

※令和5（2023）年度は見込値

(ケ) 短期入所（福祉型）

介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、福祉施設での宿泊を伴った預かりを行います。

短期入所（福祉型）の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
短期入所 (福祉型)	延利用量 (日/年)	2,711	2,327	2,448	2,000	2,000	2,000
	平均利用量 (日/月)	226	194	204	160	160	160
	実利用者数 (人/年)	64	55	60	40	40	40
	平均利用者数 (人/月)	45	39	42	30	30	30

※令和5（2023）年度は見込値

(コ) 短期入所（医療型）

介護者の疾病等により一時的に介護ができない場合に、病院での宿泊を伴った預かりを行います。

短期入所（医療型）の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
短期入所 (医療型)	延利用量 (日/年)	0	14	5	14	14	14
	平均利用量 (日/月)	0	1	0	1	1	1
	実利用者数 (人/年)	0	3	1	3	3	3
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

※令和5（2023）年度は見込値

ウ 居住系サービス

居住系サービスには、自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援の3つのサービスがあります。

（ア） 自立生活援助

障がい者支援施設、グループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談、助言等を行います。

自立生活援助の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
自立生活援助	実利用者数 (人/年)	2	2	2	2	2	2
	平均利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

※令和5（2023）年度は見込値

（イ） 共同生活援助（グループホーム）

夜間又は休日に共同生活を営む住居で、相談、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

共同生活援助（グループホーム）の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人/年)	75	83	90	93	98	103
	平均利用者数 (人/月)	67	72	75	80	84	88

※令和5（2023）年度は見込値

(ウ) 施設入所支援

夜間に介護が必要な方及び日中の生活介護等の利用方で、通所が困難な方に対して、居住の場を提供するとともに、安心した日常生活が営めるよう支援を行います。

施設入所支援の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
施設入所支援	実利用者数 (人/年)	44	42	44	42	42	42
	平均利用者数 (人/月)	42	40	42	40	40	40

※令和5（2023）年度は見込値

エ 相談支援

相談支援には、計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の3つのサービスがあります。

(ア) 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する全ての方を対象に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリング（評価）を行います。

計画相談支援の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
計画相談支援	実利用者数 (人/年)	452	469	470	489	499	509
	平均利用者数 (人/月)	121	134	135	152	161	170

※令和5（2023）年度は見込値

(イ) 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している方又は入院している精神障がいのある方に対して、地域生活に移行するための相談、住居の確保、サービス事業所への同行支援等を行います。

地域移行支援の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
地域移行支援	実利用者数 (人/年)	5	3	5	3	3	3
	平均利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

※令和5（2023）年度は見込値

(ウ) 地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した方や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある方等の、障がいの特性から生じる緊急の事態等に対して、常時相談及び対応を行います。

地域定着支援の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
地域定着支援	実利用者数 (人/年)	26	23	24	23	23	23
	平均利用者数 (人/月)	22	20	21	20	20	20

※令和5（2023）年度は見込値

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に事業の詳細を決めることができる事業です。全ての市町村が原則実施するとされている「必須事業」と、市町村が独自に定めて実施する「任意事業」があります。

実施する事業の内容及び実施に関する考え方は、これまでの取組を継続するとともに、サービスの充実に向けて近隣自治体の状況も勘案しながら検討していきます。

各年度における事業の種類ごとの実施に関する量の見込み等は、現在の利用実績等に関する分析を勘案した上で、設定しています。

ア 必須事業

(ア) 成年後見制度利用支援事業

助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難である方に対して、後見等開始審判に係る申立費用及び成年後見人等の報酬の一部を助成します。

成年後見制度利用支援事業の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人)	5	4	4	6	7	8

※令和5（2023）年度は見込値

(イ) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能又は音声機能に障がいのある人に対して、手話通訳者、要約筆記者等を派遣し、聴覚障がい者等の社会活動への参加又は自立を支援します。

また、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動等日常会話程度の手話表現技術等を習得する手話通訳者や要約筆記者の養成研修を行います。手話通訳者については、初級・中級・上級・養成の4コースで研修を行います。

意思疎通支援事業の見込量

		計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
		年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業		派遣回数 (回)	542	666	700	734	768	802
手話通 訳者設 置事業	手話	設置人数 (人)	25	23	23	23	23	23
	要約 筆記	設置人数 (人)	29	29	29	29	29	29

※令和5（2023）年度は見込値

(ウ) 日常生活用具給付等事業

第7期障がい福祉計画の計画値は、排泄管理支援用具を除き、毎年必ず申請があるものではないため、第6期障がい福祉計画をもとに多少の増加を見込んでいます。

日常生活用具の種類

日常生活用具介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等障がいのある人の身体介護を支援する用具、また訓練に用いるいす等のことです。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のことです。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計等障がいのある人の在宅療養等を支援する用具のことです。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭等障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のことです。
排泄管理支援用具	ストマ用装具等障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品のことです。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもののことです。

日常生活用具給付等事業の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
日常生活用具介 護・訓練支援用具	延給付件数 (件)	4	5	4	5	5	5
自立生活支援 用具	延給付件数 (件)	7	16	11	20	22	24
在宅療養等支援用 具	延給付件数 (件)	6	9	9	11	12	13
情報・意思疎通 支援用具	延給付件数 (件)	29	29	30	31	32	33
排泄管理支援 用具	延給付件数 (件)	913	872	878	886	893	900
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	延給付件数 (件)	0	1	1	1	1	1

※令和5（2023）年度は見込値

（工）手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者をいいます。）の養成研修を行います。

手話奉仕員養成研修事業の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
手話奉仕員 養成研修事業	養成研修 修了者数 (人)	0	4	1	4	4	4

※令和5（2023）年度は見込値

(オ) 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人等の社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。

移動支援事業の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
移動支援事業	延利用量 (時間/年)	7,909	8,206	8,000	8,206	8,206	8,206
	平均利用量 (時間/月)	659	684	680	684	684	684
	実利用者数 (人/年)	93	101	95	101	101	101
	平均利用者数 (人/月)	96	84	80	84	84	84

※令和5（2023）年度は見込値

イ 任意事業

市町村選択事業として、以下の事業を継続的に実施します。

任意事業の種類

更生訓練費給付事業	就労支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び身体障害者更生援護施設に入所している人に社会復帰を促進するため、一定の要件を満たす場合に更生訓練費を支給します。
日中一時支援事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の、日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
訪問入浴サービス事業	地域における重度障がいのある人の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、重度障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
自動車運転教習料 助成事業	障がいのある人の就労、行動範囲の拡大等により、生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等 (あいとぴあプール)	障がい者（児）の体力増強や交流、日中活動の場の提供を目的に、あいとぴあプールで水泳教室等を開催します。
奉仕員養成研修 (要約筆記)	意思疎通支援事業（通訳者派遣事業等）を円滑に実施するため、要約筆記奉仕員の養成を目的とした講習会を開催します。また、養成講習会修了後の奉仕員の技術の向上を目的とした研修会も開催します。
障害者虐待防止対策 支援（保護室確保）	養護者による虐待を受けた障がい者を一時的に保護するために必要な居室を障がい者支援施設との委託契約により確保します。

任意事業の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 （2021 ）	令和4 （2022 ）	令和5 （2023 ）	令和6 （2024 ）	令和7 （2025 ）	令和8 （2026 ）
更生訓練費給付事業	実利用者数 （人/年）	1	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	実利用者数 （人/年）	26	23	23	17	14	11
訪問入浴サービス事業	実利用者数 （人/年）	3	3	3	3	3	3
自動車運転教習料助成事業	実利用者数 （人/年）	0	1	1	1	1	1
自動車改造助成事業	実利用者数 （人/年）	0	0	0	1	1	1
スポーツ・レクリエーション教室開催等（あいとびあプール）	登録者数 （人）	456	382	400	400	400	400
奉仕員養成研修（要約筆記）	実施回数 （回/年）	0	2	2	2	2	2
障害者虐待防止対策支援（保護室確保）	確保数 （室）	1	1	1	1	1	1

※令和5（2023）年度は見込値

(4) 障がい児福祉サービス等の見込量

児童福祉法に基づく障がい児を対象とするサービスに関する事業について、現在の利用実績等に関する分析、障がい児及びその家族の支援の利用に関する意向等を勘案した上で、見込量を設定しています。平成31(2019)年度から令和4(2022)年度までの利用実績や増加・減少の傾向を基に、予測値を算出しています。

ア 障がい児通所支援等

障がい児通所支援等には、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援の5つのサービスがあります。

(ア) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

児童発達支援の見込量

	計画期間	実績(第6期)			計画値(第7期)		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
児童発達支援	延利用量 (日/年)	10,317	8,831	8,830	8,831	8,831	8,831
	平均利用量 (日/月)	860	736	735	736	736	736
	実利用者数 (人/年)	169	169	169	171	172	173
	平均利用者数 (人/月)	114	111	111	111	111	111

※令和5(2023)年度は見込値

(イ) 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校休業日に施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

放課後等デイサービスの見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
放課後等 デイサービス	延利用量 (日/年)	17,503	18,509	19,573	22,387	24,326	26,265
	平均利用量 (日/月)	1,459	1,542	1,630	1,864	2,025	2,186
	実利用者数 (人/年)	182	202	224	248	271	294
	平均利用者数 (人/月)	156	175	197	217	238	259

※令和5（2023）年度は見込値

(ウ) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のために、専門的な支援その他必要な支援を行います。

保育所等訪問支援の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
保育所等 訪問支援	延利用量 (日/年)	194	295	449	491	589	687
	平均利用量 (日/月)	16	25	39	41	49	57
	実利用者数 (人/年)	15	24	38	40	48	56
	平均利用者数 (人/月)	10	12	15	20	24	28

※令和5（2023）年度は見込値

(工) 医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行います。

医療型児童発達支援の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
医療型児童 発達支援	延利用量 (日/年)	0	14	5	24	29	34
	平均利用量 (日/月)	0	1	1	1	1	1
	実利用者数 (人/年)	0	1	1	1	1	1
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

※令和5（2023）年度は見込値

(オ) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し発達支援を提供します。

居宅訪問型児童発達支援の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
居宅訪問型 児童発達支援	延利用量 (日/年)	0	17	6	29	35	41
	平均利用量 (日/月)	0	1	1	1	1	1
	実利用者数 (人/年)	0	1	1	1	1	1
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

※令和5（2023）年度は見込値

ウ 障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用するために、利用計画の作成や一定期間ごとのモニタリング等の支援を行います。

障がい児相談支援の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
障がい児 相談支援	実利用者数 (人/年)	167	181	196	209	223	237
	平均利用者数 (人/月)	57	59	61	73	80	87

※令和5（2023）年度は見込値

エ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの

配置人数

医療的ケアの必要な障がい児が安心して地域で生活できるよう、医療を含めた様々な分野について調整できる人材として、コーディネーターを配置します。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの
配置人数の見込量

	計画期間	実績（第6期）			計画値（第7期）		
	年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
コーディネーター	配置人数 (人)	1	1	1	1	1	1

※令和5（2023）年度は見込値